

○松山広域福祉施設事務組合職員の懲戒の手続及び効果  
に関する条例

制 定 昭和 51 年 12 月 1 日条例第 3 号  
改 正 平成 11 年 9 月 30 日条例第 2 号

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 職員の懲戒の手續及び効果に関しては、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年松山市条例第 26 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 9 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。